議案第47号

専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件について別紙のとおり専決 処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市市税条例の一部を改正する条例制定について

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。 令和4年3月31日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 専決処分する事項 甲府市市税条例の一部を改正する条例制定について
- 2 専決処分する理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、甲府市市税条例を直ちに改正する必要が生じたが、 市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に より専決処分するものである。 甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例(昭和25年8月条例第29号)の一部を次のように改正する。

第32条の10第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第53条第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第53条の2第1項中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第5条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第36四」に改め、同条第13項中「附則第15条第36四」に改め、同条第13項中「附則第15条第36四」に改める。

附則第5条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第7条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の 固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。 附則第13条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第15条中「第15項、第17項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで若しくは第43項」を「第14項、第16項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項、第33項、第35項、第36項若しくは第40項」に、「第34項」を「第33項」に改める。

附則第16条中「附則第13条第2項及び」を「附則第13条第1項及び第2項 並びに」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の甲府市市税条例 (以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以 後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税につい ては、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。